

災害時における要援護者対策の動向

1995年 阪神淡路大地震でも、高齢者や障害者が多く犠牲となり、その教訓から地域防災計画や支援体制の見直しが進められていました。

2004年 新潟中越地震、2007年中越沖地震でも、要配慮者への支援の必要性が認識されていました。

2006年 梅雨前線豪雨、台風において、①防災・福祉部局の連携不十分、②良い援護者や支援者への避難勧告等の伝達体制未整備、③要援護者情報の共有が進んでいない、④要援護者の避難支援者が定められていない、⑤避難行動支援計画・体制が具体化していない、指摘

2006.3 「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」策定

①情報伝達体制の整備、②災害時要援護者情報の共有、③避難支援計画の具体化、④避難所における支援、⑤関係機関等との連携

特に、④避難所における支援では、①災害要援護者支援班を設置、②避難所からの迅速・具体的な支援要請、③要援護者支援への理解促進、④福祉避難所の設置・活用の促進

2011.3 東日本大震災 死者・行方不明者 60才以上 65.2%、70歳以上 46.1%。障害者死亡率は全体死亡率の2.5倍。災害関連死 3,775人、高齢者 89%警察庁調べ

2013年 災害対策基本法改正 避難行動要援護者名簿作成義務化、地域コミュニティで自主的に「地区防災計画」策定推奨

・「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組み指針策

2018年 西日本豪雨も東日本と同じ傾向。死者の多くは「避難の自力判断ができない、一緒に避難の手のない社会的孤立度の高い人、発災時に福祉サービスの手が回らない。

2019年 台風も同様被害。

2019年 第4期横浜市地域福祉保健計画(令和元年度～5年度)に採上げ

2021年 災害対策基本法改正、避難行動支援に関する取組み指針改正、

・個別避難計画策定が市町村に努力義務化。

・内閣府「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」改訂

・厚労省「介護施設・事業所における業務継続ガイドライン」制

・泉区及び緑園の第4期地域福祉保健計画に採り上げられる。

2024. 3 介護施設における策定義務化に

・介護施設・事業所における自然災害発生時における業務継続ガイドライン 厚労省